

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法（平成二十三年総務省告示第二百七十九号）抄

登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める。

二 電気的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法及び
12 固体識別コード又は識別信号	設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27ビットから85ビット目までの59ビットを解読し、申請書類の写しと確認する。

注 2 航空機用救命無線機、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第45条の3の5に規定する無線設備、捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置については、当該装置に使用する電池の有効期間も確認し、記載すること。

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法及び	備考
1 航空機局	<p>(1) HF 通信装置については、設備ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア 飛行中に任意の航空局と実地通信を行い、感度及び明瞭度を確認する。</p> <p>イ 選択呼出装置を有する場合は、その装置の動作も併せて確認する。</p> <p>(2) VHF 通信装置については、設備ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア 飛行中に法第36条の規定による有効通達距離を満足する任意の航空局と実地通信を行い、感度及び明瞭度を確認する。</p> <p>イ 選択呼出装置を有する場合は、その装置の動作も併せて確認する。</p> <p>(3) 機上 DME については、設備ごとに、飛行中に任意の地上 DME を選定し、地図上で明確な航空機の位置から当該地上 DME までの距離、機上 DME の指示距離及び受信した標識信号を確認する。</p>	記載に当たっては、通信の相手方、使用した電波の型式及び周波数、自局の位置及び高度も併せて記載すること。

(4) 機上タカンについては、機上 DME と同様に実施するほか、設備ごとに、飛行中に任意の地上タカンを選定し、地図上で明確な航空機の位置から当該地上タカンまでの方位、機上タカンの指示方位及び受信した標識信号を確認する。

(5) ATC トランスポンダについては、設備ごとに次のとおりとする。

ア モード A の場合

飛行中にレーダー管制所に試験を要求し、指定されたコード及び特別位置識別パルスを送信したときに、通報された位置と航空機の位置及び特別位置識別パルスによる表示を確認する。

イ モード C の場合

飛行中にレーダー管制所に試験を要求し、自動送信されている高度情報について、通報された高度と航空機の気圧高度計の指示値を確認する。

(6) 低高度用電波高度計については、設備ごとに次のとおりとする。

飛行中(離陸時及び着陸時を含む。)に指示器が次のとおり動作することを確認する。

ア 航空機の主車輪の底面から地表までの高さを表示できること。

イ 進入限界高度表示装置は、表示高度が進入高度以下となったとき、その旨を表示できること。

(7) 航空機用気象レーダーについては、設備ごとに、飛行中に指示器が次のとおり動作することを確認する。

ア 距離レンジの切替に応じて、表示面の目標が切り替わること。

イ チルト角度は最大値が 10 度以上であり、その範囲内で任意の値に設定できること。

ウ 空中線の姿勢制御装置を有するものにあつては、航空機が上昇、下降又は旋回により機体の姿勢が変化した場合においても、空中線の姿勢制御機能が動作すること。

(8) 航空機用ドップラレーダーについては、設備ごとに、18.5 キロメートル以上の距離を直線的に水平飛行したときの対地速度及び偏流角が設備規則に規定する基準に適合するか否かを確認する。

(9) ACAS— I 及び ACAS— II については、設備ごとに次のとおりとする。

ア 飛行中において、平成 2 年郵政省告示第 574 号(ACAS の技術的条件を定める件)第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号に定める距離以内の他の航空機の位置(距離及び方位)が指示器に表示され

	ることを確認する。 イ アによることが困難である場合は、自己診断試験による動作確認に代えることができる。	
--	---	--

注 2 本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。